

米国の外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)の先行実施暫定規制

(パイロットプログラム)の概要

2018年11月

CISTEC 調査研究部 次長(国際担当)

田上 靖

[はじめに]

2018年8月13日に米国国防権限法(NDAA)2019が施行され、その中で、Foreign Investment Risk Review Modernization Act (FIRRMA) (外国投資リスク審査現代化法)が挿入され、施行された。同FIRRMAにおいては、通常の見込み買収・合併以外の、支配権を及ぼさない一定の投資行為や、一定の土地の取得行為についても、事前の届出を義務とし、CFIUS(対米外国投資委員会)が審査を行う旨の規定が設けられ、同規定の施行日は、国防権限法(NDAA)2019施行日(2018年8月13日)から18ヶ月以内(Federal Registerで周知予定)とされている。

その後、同年10月11日付で、このFIRRMAについての先行実施暫定規制(パイロットプログラム)が公表され、11月10日から施行され、遅くとも、2020年3月5日までを終了期限として、実施されることになった。これによりFIRRMAで規制される投資行為の内、特定27産業分野の重大技術(“critical technology”)に関与する米国ビジネスへの買収・合併及び支配権を及ぼさない小規模投資行為の一定のものを先行して規制(事前届出義務化、CFIUSによる審査)されることになった。

そこで、以下、これらの概要を説明する。

本記事の全体構成は、以下の通り。

1. FIRRMAの新たな投資規制及び土地取得規制の概要
2. FIRRMAの先行実施暫定規制(パイロットプログラム)の概要
3. FINS(Foreign Investment and National Security Act of 2007) (FIRRMAの前身法)、FIRRMA及びFIRRMAの先行暫定規制の対比表

1. FIRRMAの新たな投資規制及び土地取得規制の概要

CFIUS(対米外国投資委員会)の権限及びCFIUS審査必要対象行為が、以下のように、著しく強化・拡大され、さらに、これらにつき、事前の届出が義務化された。

(以下の規定(1)及び(2)の施行日は、国防権限法(NDAA)2019施行日(2018年8月13日)から18ヶ月以内(Federal Registerで周知予定))

- (1) 通常の買収、合併以外の、“foreign person”による、下記②の米国ビジネス関与者に対する下記①の行為を「その他の投資」(other investment)と定義し、これらについても、CFIUS 審査を義務付け。(SEC. 1703(a) (4) (B) (iii), (a) (4) (D))

① 「その他の投資」(other investment)となる行為

下記②の米国ビジネス関与者(a person engaged in interstate commerce in the US)への投資(investment)(株式・持分等の取得行為)であって、かつ、以下のいずれかにあたるもの。

- (i) 下記②の米国ビジネス関与者の実質的な非公知情報へのアクセスが可能になる場合、
- (ii) 下記②の米国ビジネス関与者の役員又は役員に準じる職位につくことが出来る場合、又は、
- (iii) 株主としての議決権行使以外の方法で、以下のいずれかについての決定に関わることが出来る場合。
 - (a) 下記②の米国ビジネス関与者が保有又は収集している米国人の機微な個人データの利用、取得、保持若しくは開示、
 - (b) 重大な技術(critical technologies)の利用、開発、獲得、若しくは開示、若しくは、
 - (c) 重大なインフラ(critical infrastructure)の管理、運用、製造、又は供給。

② 「その他の投資」(other investment)の対象となる米国ビジネス関与者(a person engaged in interstate commerce in the US)

- (i) 重大なインフラ(critical infrastructure)を保有、運用、製造、供給、又はサービスしている、米国ビジネス関与者、
- (ii) 重大な技術(critical technologies)を生産、設計、テスト、製造、変改又は開発している、米国ビジネス関与者、又は
- (iii) 米国人の機微な個人データ(米国の国家安全保障に関わるもの)を保有又は収集している、米国ビジネス関与者。

(注1) 上記(1)の規定及び下記(2)の規定における“foreign person”の定義は、NDAA2019 には明記されておらず、CFIUS が定める旨が規定されている。
(SEC. 1703(a) (4) (E))

従来の FIRRMA 法案においては、外国法人・外国人のみならず、外国法人、外国人、又は外国政府にコントロールされている、又はコントロールされうる米国法人も含まれる(その持株比率・持分比率が 50%未満の場合も含まれうる)ものと定義されていた。

(注2) 重大な技術(critical technologies)には、以下が含まれる。

(SEC. 1703(a) (6))

- ・ ITAR の規制リスト (USML) による規制技術
- ・ EAR の規制リスト (CCL) による規制技術
- ・ 核関連規制法令上の核関連技術等
- ・ 上記の ECRA が規定する新基本技術(Emerging and foundational Technologies)

(2) ” foreign person” による、以下のいずれかの土地の取得・借受等につき、CFIUS による審査を義務付け。

(i) 空港又は港湾の内部の土地、

(ii) 軍施設又は国家安全保障上機微な米国政府施設等に近隣する土地、

(iii) 当該土地・施設における活動についてのインテリジェンス情報を取得することが可能になる場合、又は

(iv) 当該土地・施設における国家安全保障に関わる情報が外国の監視下におかれることになる場合。

(SEC. 1703(a) (4) (B) (ii))

2. FIRRMA の先行実施暫定規制(パイロットプログラム)の概要

上記のように、2018年10月11日付で、FIRRMA についての先行実施暫定規制(パイロットプログラム)が公表され、11月10日から施行され、遅くとも、2020年3月5日までを終了期限として、実施されることになった。これにより FIRRMA で規制される上記投資行為の内、特定 27 産業分野の重大技術(“critical technology”)に關与する米国ビジネスへの買収・合併及び支配権を及ぼさない小規模投資行為の一定のものが、先行して規制(事前届出義務化、CFIUS による審査)されることになった。その概要は、以下の通り。

(1) 規制が発動される投資対象(“Pilot program U.S. business”)

特定 27 産業分野(後述)において利用又は開発される重大技術(“critical technology”)の設計、開発、製造、試験等に従事する米国ビジネス。

(2) 規制される投資行為(“Pilot program covered transaction”)

(i) 上記の投資対象への、支配権を及ぼす投資(通常買収・合併)の全て。

(ii) 上記の投資対象への、支配権を及ぼさない投資であって、かつ、

以下のいずれかが可能になるもの (“Pilot program covered investment”)

(i) 重要な非公知技術情報へのアクセス、

(ii) 取締役会メンバー等の資格若しくはその選任、又は

(iii) 重大な技術の利用、開発、取得、開示への意思決定関与(投票権行使以外)

(3) 「重大技術」(“critical technology”)の定義

FIRRMA が規定する定義と同一であり、ITAR の規制リスト (USML) による規制技術、EAR の規制リスト (CCL) による規制技術、核関連規制法令上の核関連技術、輸出管理改革法 (ECRA) が規定する新基本技術 (Emerging and foundational Technologies) 等が含まれる。

(4) CFIUS への届出義務

上記の投資行為を行う者は、その投資行為の 45 日前までに CFIUS に申告する義務あり。(申告を怠った場合、最大、当該投資行為の額と同額の罰金処分)

(5) FIRRMA の先行実施暫定規制において規定された特定 27 産業分野

- Alumina Refining and Primary Aluminum Production
- Ball and Roller Bearing Manufacturing
- Aircraft Manufacturing
- Aircraft Engine and Engine Parts Manufacturing
- Optical Instrument and Lens Manufacturing
- Other Basic Inorganic Chemical Manufacturing
- Other Guided Missile and Space Vehicle Parts and Auxiliary Equipment Manufacturing
- Petrochemical Manufacturing
- Powder Metallurgy Part Manufacturing
- Power, Distribution, and Specialty Transformer Manufacturing
- Primary Battery Manufacturing
- Radio and Television Broadcasting and Wireless Communications Equipment Manufacturing
- Research and Development in Nanotechnology
- Research and Development in Biotechnology (except Nanobiotechnology)
- Secondary Smelting and Alloying of Aluminum
- Search, Detection, Navigation, Guidance, Aeronautical, and Nautical System and Instrument Manufacturing
- Semiconductor and Related Device Manufacturing
- Semiconductor Machinery Manufacturing
- Storage Battery Manufacturing NAICS
- Telephone Apparatus Manufacturing
- Turbine and Turbine Generator Set Units Manufacturing

©Determination and Temporary Provisions Pertaining to a Pilot Program To Review Certain Transactions Involving Foreign Persons and Critical Technologies (Federal Register) (October 11, 2018)

https://home.treasury.gov/system/files/206/FR-2018-22182_1786904.pdf

3. FINSА (Foreign Investment and National Security Act of 2007) (FIRRMA の前身法)、 FIRRMA 及び FIRRMA の先行暫定規制の対比表

法令	概要
FINSА (FIRRMA の前身法)	<ul style="list-style-type: none"> • 通常の買収・合併を CFIUS が審査。 • 事前届出の義務無し。
FIRRMA	<ul style="list-style-type: none"> • 通常の買収・合併のみならず、それ以外の、支配権を及ぼさない一定の投資行為や、一定の土地の取得行為についても、事前の届出を義務とし、CFIUS (対米外国投資委員会) が審査を行う旨の規定が設けられた。 • 同規定の施行日は、国防権限法 (NDAA) 2019 施行日 (本年 8 月 13 日) から 18 ヶ月以内 (Federal Register で周知予定)。
FIRRMA の先行暫定規制	<ul style="list-style-type: none"> • FIRRMA で規制される上記投資行為の内、特定 27 産業分野の重大技術 (“critical technology”) に関与する米国ビジネスへの買収・合併及び支配権を及ぼさない小規模投資行為の一定のものにつき、先行して規制 (事前届出義務化、CFIUS による審査)。 • 施行日は本年 11 月 10 日で、遅くとも、2020 年 3 月 5 日までを終了期限として、実施。